

令和4年3月22日
善通寺市総務部総務課

令和4年度 入札契約制度の改善について

1. 建設工事に係る入札契約制度の改善

(1) 総合評価方式について

平成31年4月に変更した、善通寺市建設工事総合評価方式実施方針について2年間の運用を踏まえて、次の通り変更します。(令和4年度は試行期間とします。)

- 地域性項目のうち、市民の雇用数に関する項目を削除。
- 営業拠点の有無のうち、市内本店の加算点を変更する。
- 総合評価方式の適用区分の変更

原則として次の金額区分とする(ただし、工事の特性に応じて柔軟に運用する)。

実績評価型 1千万円以上→2千万円以上の工事。

施工計画型 5千万円以上→1億5千万円以上10億円未満。

技術提案型 1億5千万円以上→10億円以上

(2) 低入札価格調査制度実施要綱について

13条の契約条件を市長が必要と認めたものに適用します。